



(単位：円)

会議室				
種 別		使 用 区 分		
		午前	午後	夜間
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
大 会 議 室		12,600	17,200	17,200
中 会 議 室		7,800	10,300	10,300
小 会 議 室		2,800	3,600	3,600

大・小ホール、楽屋、会議室の施設使用料について

- ※「準備」とは、準備またはリハーサル等のためにホールを使用する場合をいいます。
- ※「本番」とは、「準備」以外でホールを使用する場合をいいます。
- ※「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。
- ※「入場料金等」とは、一回一人あたりの金額をいいます。一般的には「入場料」、「参加費」、「会費」等を指します。
- ※ 実際に使用した時間が各使用区分に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。

(単位：円)

大ホールステージ・小ホールの練習使用				
種 別		午前	午後	夜間
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
大 ホール ス テ ー ジ 練 習 使 用		3,200	5,100	7,300
小 ホ ー ル 練 習 使 用		2,200	3,500	5,000

練習使用について

- ※ 練習使用は、音楽、演劇または舞踊の練習のみのために、大ホールステージや小ホールを使用する場合に適用します。照明や音響、舞台設備の操作を伴うような使用には適しません（大ホールステージの照明は、ステージ作業灯のみとなります）。
- ※ 使用時間が上記の表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。

使用区分欄に定める時間を超過して使用した場合の使用料について

- (1) 超過時間は、使用区分料金の 1 時間あたりの金額の 120% に相当する額 (10 円未満切捨て) を加算します。この場合超過時間が 1 時間に満たない場合でも、1 時間として計算します。
- (2) 超過時間が 1 時間を超えて、次または前の使用区分まで及んだ場合は、その使用区分の料金を加算します。この場合、(1) で規定する料金はいただきません。